

<p>No.7 奇数月1日発行</p>	<p>平成26年1月</p> <p>広報さーくる</p>	<p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援法について ・ご報告 ・今月のインタビュー ・お知らせ ・編集後記
--------------------------------	-------------------------------------	--

生活困窮者自立支援法 成立！！

平成25年12月6日、「生活困窮者自立支援法」が衆議院本会議で可決され、成立しました。施行は平成27年4月。

そこで、今回は、この生活困窮者自立支援の制度について、船橋市健康福祉局福祉サービス部 地域福祉課より、制度とさーくるについてご説明いただきました。

◇生活困窮者自立支援制度について◇

船橋市が「保健と福祉の総合相談窓口」さーくるを、平成24年12月に開設してから早1年が経過しました。開設当初150件であった1か月あたりの相談件数も350件から450件に大幅に伸びており、市民の皆様から徐々に認知していただいているのではないかと実感しています。

「さーくる」に「相談される方の中で相談内容の多くを占めているのが、生活支援と経済困窮の相談です。

そのような中で、厚生労働省では、「生活困窮者自立支援モデル事業」を開始しました。この事業は平成27年4月から施行となります。「生活困窮者自立支援法」の準備段階として、全国で生活困窮者支援を行っている相談窓口の相談事例や支援方法をもとに、課題や問題点を共有し、生活困窮者支援の制度化に寄与するための事業です。

生活困窮者自立支援法の対象者は、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある者と定義されており、生活保護法の対象となる前のセーフティネットとして位置づけられています。

船橋市では保健と福祉の総合相談窓口「さーくる」が、市民から様々な相談を受け付けており、重複した課題を抱えた相談者や困難事例等は、関係者を集めたケース会議を開催し、相談支援を行っています。相談者の支援を行うにあたり、市役所の様々な部署や福祉事業所、地域で活動している民生委員さんや町会・自治会との連携が重要であることは言うまでもありません。「さーくる」の相談件数が月を追うごとに増加しておりますが、これからも相談支援事業を行うにあたり、様々な関係機関がより一層、連携・協力していかなければよりよい支援を行うことは難しいものです。この広報紙をお読みになっている関係機関の皆様には、今後とも連携・協力体制の構築をお願いいたします。また、皆様の地域で生活にお困りの方がいらっしゃいましたら「さーくる」につないでいただきたいと思います。

今後とも「さーくる」には、各関係機関と連携をとりながら、どこに相談してよいかわからない方に対する福祉サービスのコーディネート、生活にお困りの方を1人でも多く支援、救済していただくことを期待しています。（文責：地域福祉課）

ご報告

平成25年度 第2回庁内連絡調整会議 平成25年12月26日（月）午前10時～11時30分 市役所本庁舎



さーくる事業開始より1年が経過し、庁内関係各課のご担当者様にご出席いただいて連絡調整会議を開催致しました。

今年度上半期の事業内容をご報告し、また先日国会で可決され法律第105号として公布された生活困窮者自立支援法と、

それに基づく生活困窮者自立促進支援モデル事業について、地域福祉課より説明していただきました。法律の施行は平成27年4月1日で、生活困窮の問題については早期に支援を行うことにより、生活困窮の状態からの早期自立と、地域で孤立しない生活を送ることを促すことが期待されています。

質疑応答では、今後の各課との連携の取り方や紹介させていただいた事例（①生活のしづらさを抱える家族の支援 ②就労準備・中間的就労を通じた自立支援

③家計相談を通じた支援）に関して貴重なご意見・ご質問を頂戴しました。

いただいたご意見を参考にさせていただき、さーくる本来の役割である「総合相談・ワンストップの相談窓口」を踏まえ、今後も重複する問題を横断的に捉え、関係機関と連携して支援チームを作っていきます。そして、尊厳ある自立支援をめざし、個々人の状況や思いを受け止めた、段階に応じた支援が実現できるよう、今後も努めてまいります。

平成25年度自殺対策相談支援者研修会「依存症講演会」 平成25年12月6日（金）13時30分～16時30分 京葉銀行文化プラザ

「今、求められる支援体制について」という内容で講師は、国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所 薬物依存研究部診断治療開発研究室長であられる松本俊彦先生でした。

薬物を使用している脳は情けないと思った瞬間に素面ではいられない状態になり、その情けなさを消すためにまた使い、周囲の想いと裏腹に依存症は進行するというお話でした。必要なのは説教・叱責・刑罰ではなく、まずは薬を使ったことを安心して話せる場所があること、治療プログラム SMARPP では本人に対して常に WELCOME な態度であること。例えばその日薬を使ってしまったからの参加であっても途中でやめて来たことを褒め、何か問題があると思ってきている本人に対しなぜ今回使ったのか一緒に考える支援者の姿勢が必要であることを基本に、ダルクなど他の資源と並行して9ヶ月以上プログラムに参加できた人は、回復率が高いということでした。

近年の傾向として睡眠薬・抗不安薬や脱法ドラッグによる依存症が増えており、入手しやすい薬物への依存問題の広がりが懸念されます。

